

## 1 委員会審議経過

### 内閣委員会

#### 委員一覧（20名）

委員長	工藤 堅太郎	(民主)	佐藤 泰三	(自民)	藤原 正司	(民主)
理 事	西銘 順志郎	(自民)	鈴木 政二	(自民)	松井 孝治	(民主)
理 事	山内 俊夫	(自民)	竹山 裕	(自民)	松岡 徹	(民主)
理 事	芝 博一	(民主)	中曾根 弘文	(自民)	風間 祖	(公明)
理 事	柳澤 光美	(民主)	山谷 えり子	(自民)	白浜 一良	(公明)
秋元 司	(自民)		喜納 昌吉	(民主)	近藤 正道	(社民)
鴻池 祥肇	(自民)		黒岩 宇洋	(民主)		(18.2.3 現在)

#### （1）審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち本院先議1件）、本院議員提出4件及び衆議院提出1件の合計8件であり、そのうち内閣提出3件及び衆議院提出1件（内閣委員長）を可決し、本院議員提出4件を継続審査としたほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願11種類116件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**消費者契約法の一部を改正する法律案**は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものである。なお、衆議院において、差止請求に係る訴えは、消費者契約法に規定する不当な行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる旨の修正が行われた。

委員会においては、法改正の目的、適格消費者団体の認定要件の在り方と財政支援の必要性、消費者団体における情報取得と個人情報の保護、同一事件における後訴の制限を設けた理由とその妥当性、適格消費者団体による損害賠償請求制度と不当利得返還の在り方の検討等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案**については、委員会において、準空気銃の具体的基準、準空気銃の改修等の在り方と廃棄による事故等の防止策、銃器議定書の批准など銃器対策に関する政府の取組姿勢等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**遺失物法案**については、委員会において、遺失者と拾得者の利便の確保、動物の取扱いに関する配慮、特例施設占有者の位置付け、個人情報関連物件の取扱い等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**探偵業の業務の適正化に関する法律案**については、委員会において、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、法律案提出の経緯、警察庁と経済産業省の連携、探偵業の範囲と報道機関等の扱い、個人の権利利益の保護の在り方、探偵業に係る欠格事由等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案及び戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案が付託され、それぞれ趣旨説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

#### 〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の1月17日、子どもへの犯罪の多発に対する警察の取組、皇室典範改正案の提出に向けた動向、不審者情報の連絡・共有等に関するマニュアル策定の必要性、子どもへの犯罪の再犯状況と犯罪統計の整備、子どもへの犯罪に対する厳罰化とDNAデータベース法制化の必要性、犯罪から子どもを守るための各府省庁の予算及び施策の調整状況、学校における防犯体制、地域防犯力の向上の重要性、経済格差拡大による子どもの安全・健全育成への影響等の諸問題について質疑を行った。

2月3日、米国産牛肉問題に関する安倍内閣官房長官、松田大臣、猪口大臣及び寺田食品安全委員長の認識、米国における畜施設の現状、対日輸出認定を受けた米国との畜施設に対する事前検査の重要性、食品安全基本法に基づく関係行政機関への勧告権の行使、食品安全委員会の体制・権限強化の必要性、インターネット上の違法・有害情報に対する政府の取組、栃木県女児殺人事件の解決に向けた警察の取組、子どもを犯罪から守るために緊急対策6項目の進捗状況、子どもを犯罪から守る対策に関する一元的な窓口設置の必要性等の諸問題について質疑を行った。

2月21日、東京都において、皇室制度及び構造改革特区制度に関する実情調査を行った。

3月9日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成18年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について安倍内閣官房長官から、警察行政、有事法制の基本方針及び平成18年度警察庁関係予算について沓掛国務大臣（国家公安委員会委員長）から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、規制改革、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針について中馬国務大臣から、科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基

本方針について松田国務大臣から、少子化・男女共同参画の基本方針について猪口国務大臣から、経済財政政策の基本方針について与謝野国務大臣から、それぞれ所信を聴取した。

・これに対し、3月16日、小泉構造改革の成果と今国会中に仕上げておくべきテーマ、小泉内閣における観光立国施策の実績と展望、株式会社設立大学の現状と特区制度についての中馬大臣の所見、少子化及び男女共同参画問題に対する政府の取組方針、皇位継承問題についての安倍内閣官房長官の基本認識、格差社会に対する政府の認識と対応、ファイル交換ソフト「ウィニー」を介した検査情報の流出状況及びその対応策、政府全体の情報セキュリティ対策、第3期科学技術基本計画の在り方及び研究者の不正行為防止対策、自殺防止に向けた政府の取組、食品安全行政をつかさどる内閣府特命担当大臣としての松田大臣の役割、量的緩和策及び消費税率引上げ時期に関する与謝野大臣の認識、訪問看護・介護で使用する車両の駐車許可に係る取扱いの改善、国民保護計画における国際人道法規定の位置付け、ODA実施に際してのNGOの役割及び政府のNGO支援の在り方等の諸問題について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度内閣予算等の審査を行い、宮内庁における宮殿・庭園の維持管理業務等についての民間委託の適否、会計検査院の検査体制の充実強化、日本学術会議が総務省から内閣府に移管された理由と日本学術会議再編の目的、立法補佐機能の強化に向けた参議院の姿勢、防衛施設庁職員の再就職状況と官公庁契約の適正の確保、公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針の見直し、宇宙開発における国によるアンカーテナント方式（長期調達保証）の採用の検討、首都直下地震における政府全体のバックアップ機能の確保、所得の格差拡大問題について実態調査等を行う必要性、食育推進基本計画素案に掲げられた数値目標の達成方策等の諸問題について質疑を行った。

### 〔法律案の提出〕

6月8日、**自殺対策基本法案**に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進しようとするものである。

### （2）委員会経過

○平成18年1月17日（火）（第163回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 子どもの安全対策に関する件について専門家委員会委員長、安倍内閣官房長官、

馳文部科学副大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 秋元司君（自民）、木俣佳丈君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）

---

○平成18年2月3日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 子どもの安全対策に関する件及び食品の安全性の確保に関する件について松田国務大臣、安倍内閣官房長官、沓掛国家公安委員会委員長、猪口国務大臣及び政府参考人に對し質疑を行った。

〔質疑者〕 秋元司君（自民）、芝博一君（民主）、柳澤光美君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）

○平成18年3月9日（木）（第2回）

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成18年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について安倍内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、有事法制の基本方針に関する件及び平成18年度警察庁関係予算に関する件について沓掛国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 規制改革、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件について中馬国務大臣から所信を聴いた。
- 科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件について松田国務大臣から所信を聴いた。
- 少子化・男女共同参画の基本方針に関する件について猪口内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策の基本方針に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政、有事法制の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件、規制改革、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件、科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件及び少子化・男女共同参画の基本方針に関する件について安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、沓掛国務大臣、松田国務大臣、猪口内閣府特命担当大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、櫻田内閣府副大臣、馳文部科学副大臣、石田国土交通大臣政務官、平井内閣府大臣政務官、伊藤外務大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った。

〔質疑者〕 西銘順志郎君（自民）、秋元司君（自民）、芝博一君（民主）、柳澤光美君（民主）、黒岩宇洋君（民主）、風間昶君（公明）、浜四津敏子君（公

明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

○平成18年3月22日(水)(第4回)

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)

平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)

平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国会所管)について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、阿部裁判官弾劾裁判所事務局長及び白井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

(会計検査院所管)について大塚会計検査院長から説明を聴いた後、

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(人事院を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費を除く)、国際平和協力本部、日本学術会議、宮内庁、警察庁))について安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、松田内閣府特命担当大臣、杏掛国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、猪口内閣府特命担当大臣、川村参議院事務総長、平井内閣府大臣政務官、愛知防衛庁長官政務官、後藤国土交通大臣政務官、上川総務大臣政務官、有村文部科学大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 秋元司君(自民)、松井孝治君(民主)、白浜一良君(公明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年4月6日(木)(第5回)

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第63号)について杏掛国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月11日(火)(第6回)

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第63号)について杏掛国家公安委員会委員長、猪口国務大臣、馳文部科学副大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に對し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 山内俊夫君(自民)、芝博一君(民主)、風間昶君(公明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

(閣法第63号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月18日(木)(第7回)

○消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について猪口国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大島敦君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求める 것을 결정した。

○平成18年5月23日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求める 것을 결정した。
- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員大島敦君、猪口国務大臣、山口内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、木俣佳丈君（無）

○平成18年5月25日（木）（第9回）

- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について参考人京都大学大学院法学研究科教授山本豊君、松下電器産業株式会社法務本部理事齋藤憲道君、全国消費者団体連絡会事務局長神田敏子君及び日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長山口廣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山内俊夫君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、近藤正道君（社民）

○平成18年5月30日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정した。
- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について猪口国務大臣、赤羽財務副大臣、山口内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕黒岩宇洋君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）

（閣法第54号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 探偵業の業務の適正化に関する法律案（衆第25号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長佐藤剛男君から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月1日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정した。
- 探偵業の業務の適正化に関する法律案（衆第25号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長代理山本拓君、同泉健太君、同糸川正晃君、沓掛国家公安委員会委員長、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、木俣佳丈君（無）

（衆第25号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月6日(火)(第12回)

- 遺失物法案**(閣法第55号)(衆議院送付)について沓掛国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月8日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 遺失物法案**(閣法第55号)(衆議院送付)について沓掛国家公安委員会委員長、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 秋元司君(自民)、柳澤光美君(民主)、白浜一良君(公明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

(閣法第55号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 自殺対策基本法案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成18年6月15日(木)(第14回)

- 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(参第2号)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第13号)

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(参第14号)

以上3案について発議者参議院議員松井孝治君から趣旨説明を聴いた。

- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第7号)について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

- 請願第136号外115件を審査した。

- 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(参第2号)

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第7号)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第13号)

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(参第14号)

以上4案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ①成立した議案

##### 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

###### 【要旨】

本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、目的

法律の目的に、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることとすることを加える。

#### 二、定義

「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

#### 三、差止請求権

適格消費者団体は、事業者等が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法に規定する不当勧誘行為又は不当条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるときは、一定の場合を除き当該行為の差止請求をすることができる。

#### 四、適格消費者団体の認定

内閣総理大臣は、特定非営利活動法人又は公益法人であること、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るために活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること等の要件に適合している者を、その申請に基づき、適格消費者団体として認定することができる。

#### 五、適格消費者団体の差止請求関係業務

適格消費者団体は、差止請求に係る業務を行うに際しては、不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を適切に行使しなければならないこと、所要の事項の情報開示をしなければならないこと等を規定する。

#### 六、適格消費者団体の監督

内閣総理大臣は、適格消費者団体に対して必要な監督上の措置を講ずることができる。

#### 七、訴訟手続等の特例

適格消費者団体は、被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、書面による差止請求をし、その到達時から1週間経過後でなければ差止めの訴えを提起することができないこととともに、訴訟手続につき、訴額、管轄、移送・併合等に関する所要の規定を整備する。

#### 八、施行期日

公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、差止請求に係る訴えは、消費者契約法に規定する不当な行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる旨の修正が行われた。

### 【附帯決議】

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。
- 一、適格消費者団体に期待される役割的重要性にかんがみ、国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動資金が円滑に確保されるよう、環境整備を始めとした諸施策に努めること。また、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体等が有する情報が適切かつ効果的に活用されるよう、情報面における十分な支援措置を講ずること。
  - 二、適格消費者団体の認定に当たっては、認定の基準を明確にするなど、その透明性確保に遺漏なきを期するとともに、より多くの団体が適格消費者団体の認定を受けられるよう配慮すること。また、その認定、監督等を行うに際して、適格消費者団体の自主的活動を過度に制約することのないよう留意すること。
  - 三、中小企業を始めとする事業者が予想外の応訴負担を不当に負わされることのないよう、また、いやしくも制度が濫用・悪用されることのないよう、内閣総理大臣は適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うこと。
  - 四、本法に基づく内閣府令、ガイドライン等の運用基準の策定に当たっては、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。
  - 五、本法の運用に当たっては、本法の趣旨及び本委員会の審議において明らかにされた解釈基準等について、消費者、事業者、地方公共団体の消費者行政担当者等を始めとした関係者に対し周知徹底を図り、差止請求に係る制度の健全な普及に努めること。
  - 六、確定判決等があつた場合の同一事件の後訴の制限に関する規定については、例外的な事由を含め解釈基準等の周知に努めるとともに、本法施行後の差止請求訴訟等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこと。
  - 七、消費者契約法に規定する不当な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為についても、消費者被害の発生の防止に万全を尽くすとともに、本法の施行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲の在り方についても引き続き検討すること。
  - 八、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。
  - 九、本法の施行状況等については、その点検評価に努め、消費者被害の発生・拡大防止のため、消費者対策に万全を期するとともに、地方公共団体に対しても所要の措置を探ること。

よう要請すること。また、本法施行後5年を目途として、運用状況の総合的な評価を行い、時期を失すことなく所要の見直しを行うこと。その場合において、法令、運用改正等の所要の措置を行う際には、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

右決議する。

## 遺失物法案（閣法第55号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における遺失物の取扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却のための手続、施設において拾得された物件に係る手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、拾得された物件の返還及び売却のための手続に関する規定の整備

- 1 警察本部長は、警察署長が公告をした物件が貴重な物件であるときは、他の警察本部長に通報する。
- 2 警察本部長は、警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から通報を受けた物件に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表する。
- 3 警察署長は、日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物等については、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、売却することができる。
- 4 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

#### 二、施設において拾得された物件に係る手続の特例に関する規定の整備

- 1 物件の交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があったときは、書面を交付しなければならない。
- 2 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、施設の利用者の見やすい場所に物件に関する事項を掲示しなければならない。
- 3 施設占有者のうち、交付を受けた物件等が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができるものは、警察署長に届け出たときは、その物件を警察署長に提出しないことができる。

#### 三、拾得者等への所有権の帰属に関する規定の整備

個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録等については、拾得者等は、その所有権を取得することができない。

#### 四、その他の規定の整備

- 1 遺失物法の表記を現代用語化して平易化する。
- 2 都道府県公安委員会は、施設占有者に対して報告又は資料の提出を求めるここと及び施設占有者がこの法律の規定に違反した場合等には必要な指示をすることができる。
- 3 施設占有者が都道府県公安委員会の指示に違反し、又はこの法律の規定に違反した

場合等の罰則規定を整備する。

- 4 民法第240条を改正し、所有者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を6箇月から3箇月に短縮する。

#### 五、施行期日

公布の日から起算して、1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

##### 一、本法の趣旨及び内容について広く国民への周知徹底を図ること。

また、遺失者や拾得者の利便性を確保するとともに、施設占有者による拾得物の適切な取扱いに資するよう、本法の明確な解釈運用基準を策定し、都道府県警察及び施設占有者に周知すること。

##### 二、貴重な物件を含む拾得物の早期の返還に資するよう、本法に基づく拾得物に関する情報の公表や全国手配を円滑に行うための体制及びシステムの整備、充実を図るとともに、所要の情報の共有化を含め、特例施設占有者等との連携に努めること。

##### 三、個人情報保護の重要性にかんがみ、携帯電話、クレジットカード等のいわゆる個人情報関連物件を始めとした拾得物の取扱いについては、都道府県警察、施設占有者、特例施設占有者において適正な対応がなされるよう、万全の措置を講ずること。

##### 四、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく所有者が判明しない犬又はねこの取扱いを見直し、安易に殺処分されることのないよう、都道府県等に対し、犬又はねこの取扱いの具体的な方法、要件等について統一的な基準を示すなど、動物愛護の観点から必要な措置を講ずること。

##### 五、拾得された動物の所有者が早期に判明するよう、動物の所有者を明確に示す個体識別措置の導入及び普及促進を図ること。

右決議する。

#### 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

#### 【要 旨】

本法律案は、圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るもの（以下「準空気銃」という。）による国民の身体に対する危害の発生を防止するため、その所持の禁止に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備

準空気銃について、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、その所持を禁止する。

##### 二、獣銃の許可の基準の特例に関する規定の整備

準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行

為をした日から起算して10年を経過していない者に対しては、獣銃の所持の許可をしてはならない。

### 三、準空気銃の一時保管等に関する規定の整備

警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等をすることができる。

### 四、その他の規定の整備

準空気銃の不法所持に対する罰則その他の規定を整備する。

### 五、施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、準空気銃の規制値等に関する明解な基準を早急に公表するとともに、本法の運用に当たっては、明確な運用基準を都道府県警察に示して、その適正な執行がなされるようにすること。
- 二、本法の趣旨及び内容について、エアソフトガンを所持する者、製造・輸入・販売業者及び一般国民に対する積極的な広報啓発を行い、その周知徹底を図ること。
- 三、新たに規制対象となる準空気銃については、警察を始め関係行政機関や関係団体が密接に連携し、改修等が円滑に行われるようになるとともに、準空気銃の廃棄による事故等の未然防止に努めること。

右決議する。

## 自殺対策基本法案（参第18号）

### 【要旨】

本法律案は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もつて国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、基本理念

自殺対策に関し、自殺の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないこと、自殺の事前予防、事後対応等の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならないこと、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体等の相互の密接な連携の下に実施されなければならないことを内容とする基本理念を定める。

### 二、国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 三、事業主の責務

事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 四、国民の責務

国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

### 五、名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

### 六、施策の大綱

政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

### 七、法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 八、年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

### 九、基本的施策

国及び地方公共団体は、基本的施策として、自殺の防止等に関する調査研究の推進、国民の理解の増進、人材の確保等に必要な施策を講じ、また、心の健康の保持に係る体制の整備、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備、自殺未遂者に対する支援、自殺者又は自殺未遂者の親族等に対する支援及び民間団体の活動に対する支援に必要な施策を講ずるものとする。

### 十、自殺総合対策会議

内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議を置き、内閣官房長官をもってその会長に充てる。会議は、六の大綱の案の作成、自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整のほか、自殺対策に関する重要事項についての審議及び自殺対策の実施の推進の事務をつかさどる。

### 十一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 探偵業の業務の適正化に関する法律案（衆第25号）

### 【要旨】

本法律案は、探偵業の業務の運営の状況等にかんがみ、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて当該依頼に係るものを収集することを目的として、面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。「探偵業」とは、探偵業務を行う営業（専ら、報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるもの除く。）をいう。「探偵業者」とは、三の届出をして探偵業を営む者をいう。

#### 二、欠格事由

成年被後見人、暴力団員、営業停止命令に違反した者等一定の事由に該当する者は、探偵業を営んではならない。

#### 三、探偵業の届出

探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、その名称、住所等必要事項を記載した届出書を提出しなければならない。

#### 四、探偵業務の実施の原則

探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者は、探偵業務を行うに当たっては、本法により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

#### 五、契約における義務

探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、探偵業務に係る調査の結果を違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けるとともに、あらかじめ、当該依頼者に対し、契約の重要事項等について書面を交付して説明しなければならない。

また、探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、その業務の内容、報告方法及び期限、委託、対価、契約の解除、資料の処分等の事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該依頼者に交付しなければならない。

#### 六、探偵業務の実施に関する規制

探偵業者は、探偵業務に係る調査の結果が違法な行為のために用いられることがわかつたときは、当該探偵業務を行ってはならない。探偵業者は、探偵業務を探偵業者以外の者に委託してはならない。

#### 七、秘密の保持等

探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、業務上知り得た人の秘密を漏ら

してはならない。探偵業者の業務に従事する者でなくなった後も同様とする。また、探偵業者は、探偵業務に関して作成し、又は取得した資料について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとらなければならない。

#### 八、監督

都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徵収、立入検査、指示、営業停止命令、営業廃止命令等を行うことができる。

#### 九、その他

名義貸しの禁止、従業者の教育及び名簿の備付け、罰則等に関する規定を設ける。

#### 十、施行期日

本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 十一、検討

本法の規定については、施行後3年を目途として、本法の施行の状況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、本法が、個人の権利利益の保護に資することを目的としていることいかんがみ、契約時における依頼者への重要事項の説明等に係る規定の周知徹底、都道府県公安委員会による適切な監督などを通じて、調査の依頼者及び調査対象者の権利利益の保護が十分に図られるようにすること。

二、本法に基づく内閣府令、解釈基準等については、立法の趣旨及びその制定過程を踏まえるとともに、探偵業者、依頼者等を始めとした関係者に混乱が生じないよう、その内容を速やかに公表し、周知徹底を図ること。

三、出版社が報道の用に供する目的で依頼を行った探偵業務及び作家、著述家、フリージャーナリスト、インターネット・メディア等による取材活動等については、探偵業法の適用除外となることを周知するとともに、その出版活動、著述活動、芸術表現等に制約を加えることのないよう、言論、出版、報道等の表現の自由に十分配慮すること。

四、学術調査活動のように調査結果に何らかの分析評価を加えることが前提とされるものや、弁護士活動、税理士活動のように特定人の所在又は行動についての情報を収集することについて依頼を受けているとはいえないものについては、探偵業法の適用除外となることを周知するとともに、それら活動に制約を加えることのないよう十分配慮すること。

五、本法の施行に伴い、探偵業の業務の実態を把握し、定期的に公表するとともに、その実態把握の結果及び独立行政法人国民生活センター等に寄せられる苦情相談等を踏まえ、所要の見直しを行うこと。

右決議する。

## ②継続審査となった議案

### 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（参第2号）

#### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

### 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第7号）

#### 【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

### 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第13号）

#### 【要旨】

本法律案は、国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化に関する措置を講じようとするものである。

### 国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（参第14号）

#### 【要旨】

本法律案は、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るため、指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の内容及び過程に関する事項、落札者又は随意契約の相手方の役員のうちの国に職員であった者の数等を公表しなければならないこと等を定めようとするものである。